２０２５／０７／１８　２１：３２　現在の情報です。

表　題　部　（土地の表示）		調製	平成１３年１０月１１日	不動産番号	０３１０００２０１３４１
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所　在	上尾市大字上字町谷			余白	
	上尾市大字上字町谷			余白	

①地番	②地目	③地積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
１７番８	山林	０：０２	１７番３から分筆 〔昭和６１年８月２７日〕
余白	宅地	余白	②昭和６１年１０月５日変更 〔昭和６２年４月２３日〕
余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１３年１０月１１日
１２番１	宅地	１０２：６５	平成２３年９月１７日　土地区画整理法による換地処分 他の従前の土地　１７番１５ 〔平成２３年９月２０日〕

２０２５／０７／１８　２１：３２　現在の情報です。

表　題　部　（土地の表示）			調製	余白	不動産番号	０３１００１００７２２０３
地図番号	余白	筆界特定	余白			
所　在	上尾市大字上字町谷				余白	
①　地　番	②地　目	③　地　積　㎡			原因及びその日付〔登記の日付〕	
１２番１８	宅地	３４：０１ ： ：			平成２３年９月１７日　土地区画整理法による換地処分 〔平成平成２３年９月２０日〕	
所　有　者	上尾市大字上２２番地４　上　尾　市　町　谷　第　一　土　地　区　画　整　理　組　合					

上尾市給・配水施設管理図（参考資料につき現地で調査・確認の上ご利用ください）

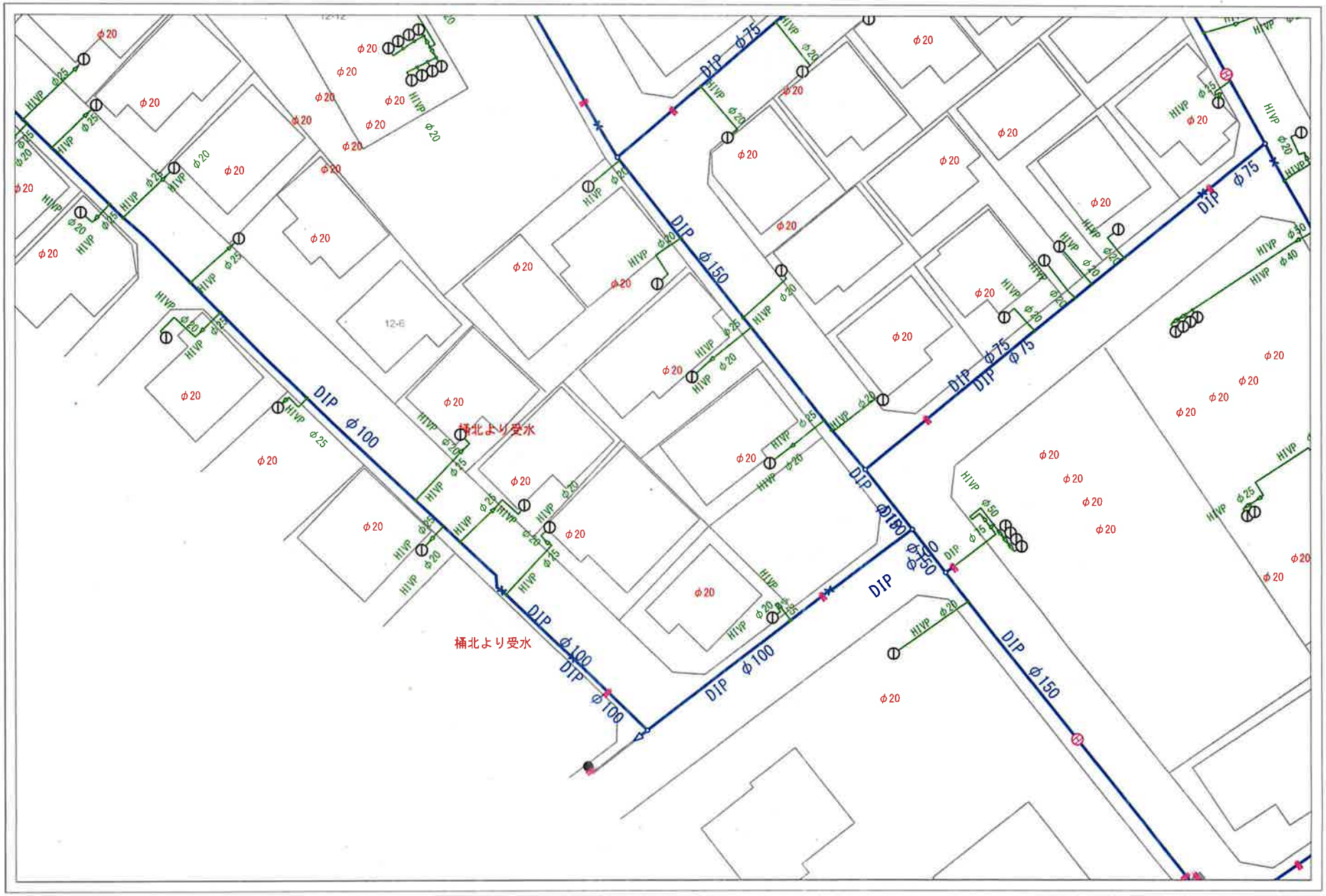

記号表示凡例
配水管
仮配水管
給水管
仮給水管
送水管
導水管
不明管
その他管
県水管
他企業管
屋内配管
配水池
ポンプ
ブースタポンプ
ブロック仕切弁
減圧弁
片落管
管径種変更点
洗浄口
帽
栓
口金
区切り
給水管径変
給水栓
メータ
仮メータ
仕切弁
バタフライ弁
洗浄弁
洗管室
消火栓（単口）
消火栓（双口）
空気弁（単口）
空気弁（双口）
流量計室
配水メータ
取水場
浄水場
貯水槽
水管橋
耐震貯水槽
水質モニタ

1:500　10m

C-2-07付近

2025年07月30日

【　注　意　】
印刷物の無断転用を禁ずる。
上尾市上下水道部

上尾市水道事業給水条例

（分担金）

第５条の２　給水装置の新設の申込みをしようとする者は、給水装置のメーター口径の区分に応じて別表に定める額に１００分の１１０を乗じて得た額を給水装置の新設に係る分担金として市に納付しなければならない。

２　給水装置の改造（給水装置のメーター口径を増す場合に限る。）の申込みをしようとする者は、別表の規定に基づき新口径に係る分担金の額と旧口径に係る分担金の額との差額を算出した上で、当該差額に１００分の１１０を乗じて得た額を給水装置の改造に係る分担金として市に納付しなければならない。

別表（第５条の２関係）

メーター口径	分担金（1給水装置につき）（円）	税込金額（円）
１３ミリメートル	２００，０００	２２０，０００
２０ミリメートル	２００，０００	２２０，０００
２５ミリメートル	４５０，０００	４９５，０００
３０ミリメートル	７００，０００	７７０，０００
４０ミリメートル	１，４００，０００	１，５４０，０００
５０ミリメートル	２，４００，０００	２，６４０，０００
７５ミリメートル	６，７００，０００	７，３７０，０００
１００ミリメートル	１０，０００，０００	１１，０００，０００
１５０ミリメートル以上	１，０００万円に管理者が別に定めた額を加えた額	

（手数料）

第３３条　給水装置工事設計審査手数料　１件につき　１，０００円

給水装置工事検査手数料　１件につき　１，０００円

注意事項

１　流末装置に各戸、室及び共用に子メーターを設置する場合、子メーター個数×分担金と親メーター分担金を比較して、大きい方で徴収する。

２　次の場合は、１建築物に２個以上のメーターを設置する。

(1)　１建築物が、機能的に独立した事業用と住宅専用に分割されているもの。

(2)　１建築物が、機能的に独立した２戸以上の住宅、店舗又は事務所に分割されているもの。

３　１建築物が二世帯住宅となっている場合は、次の各号に該当するものには個々にメーターを設置する。

(1)　各世帯に玄関、台所、トイレ及び浴室等が設置される場合。

(2)　前項に該当しない場合は１個とする。ただし、管理者が必要（使用水量、水栓個数、同時使用水量）と認めたときはメーターを設置すること。

公共下水道台帳　施設平面図

N

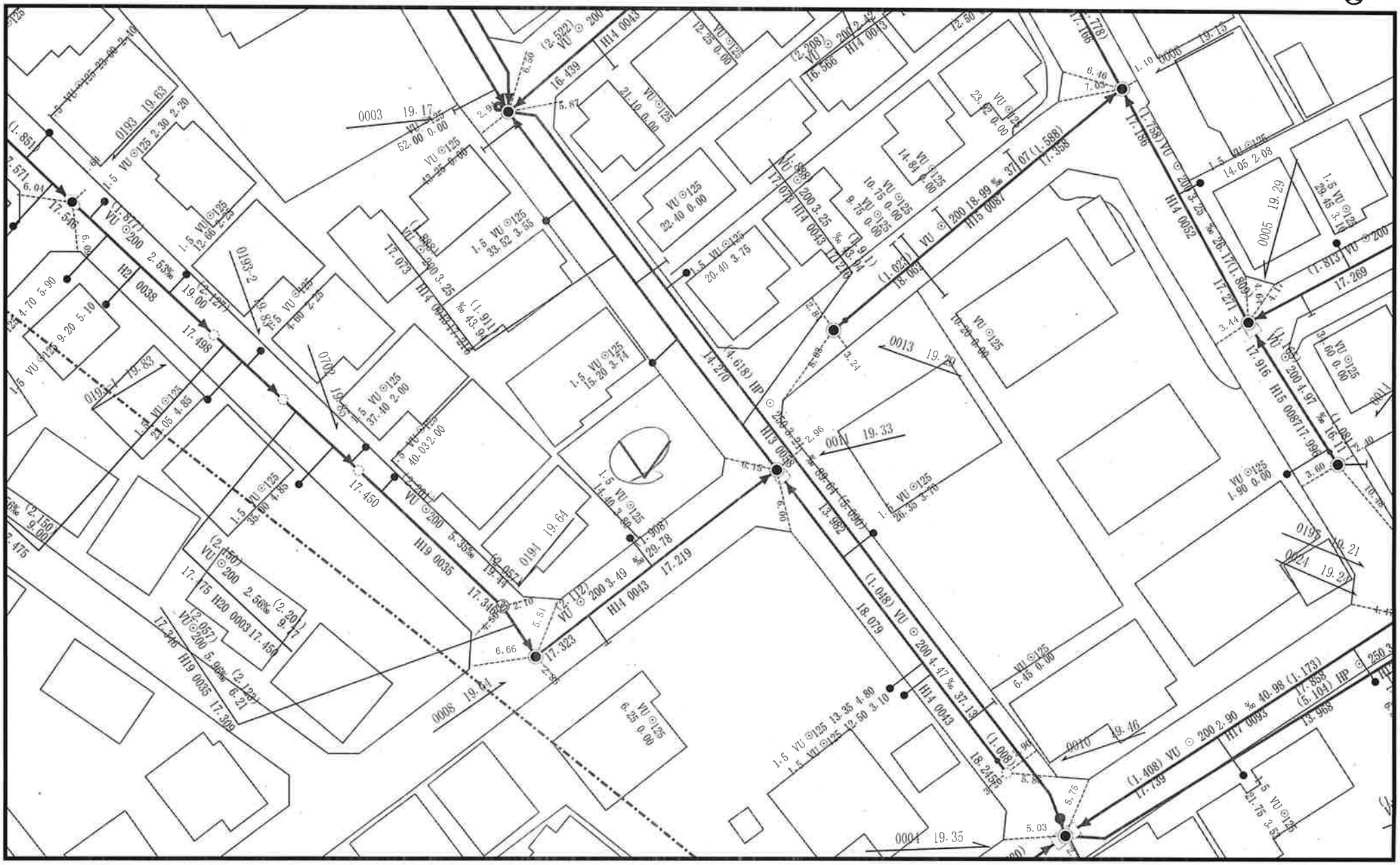

施設平面図は、現地を正確かつ詳細に測量したものではありません。
また、下水道や道路の工事が行われた場合、しばらくの間、図面と現地が整合しないことがあります。
したがって、本図面を設計、工事にご利用のされる際は、現地で調査・確認のうえご利用ください。

縮尺　1：500

10　5　0　10

上尾市下水道施設課

2025年07月30日

住宅比較（株） 様

◇ご回答日:2025 年 07 月 31 日（木）　◇受付番号:5477272

◇調査場所：埼玉県上尾市上（字・丁目なし）－１２－１７ 付近

◇件名：

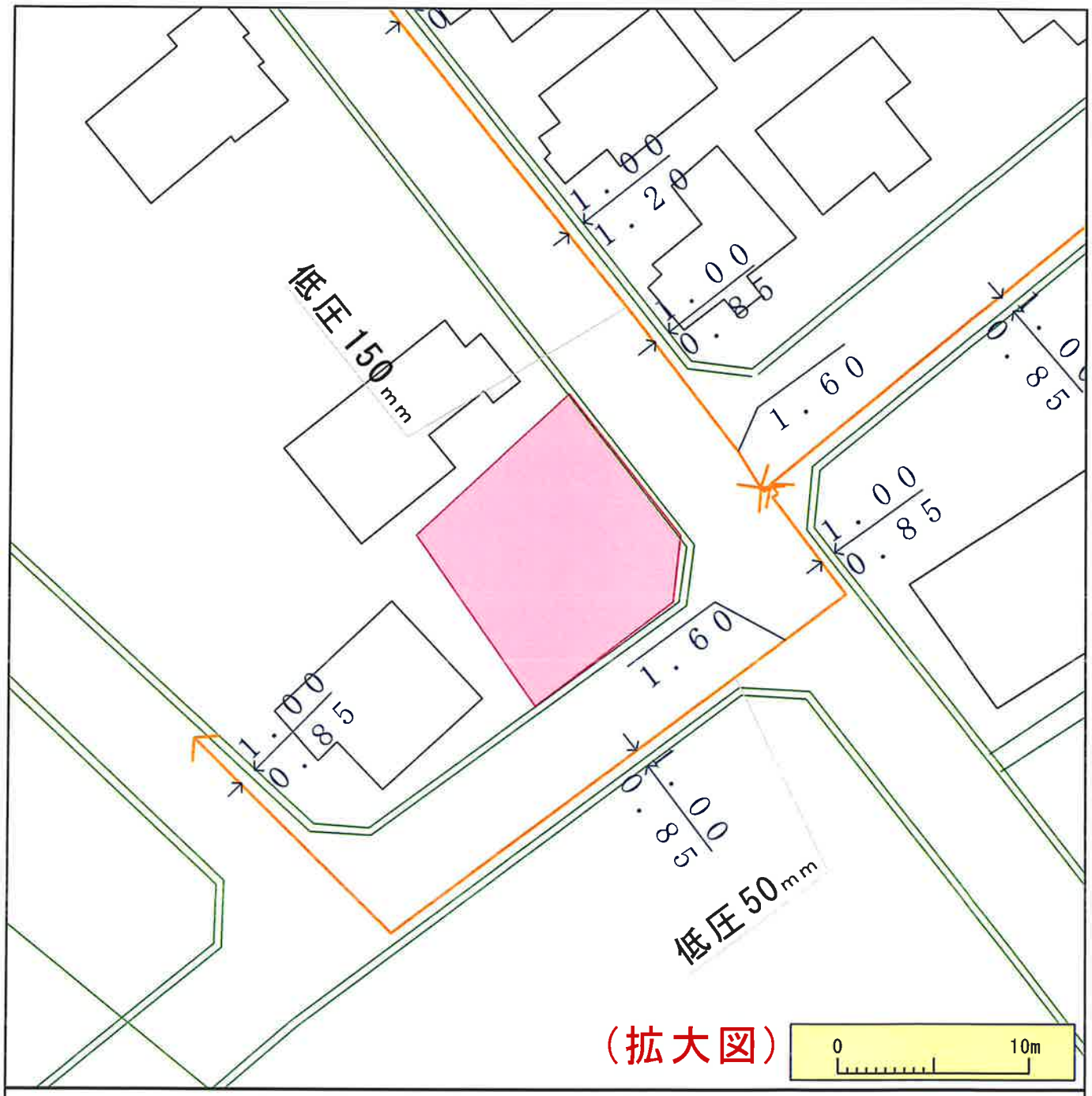

※ガス管圧力の種類と凡例、用途　（高圧、中圧は一般用途にはご利用になれませんのでご注意ください）

（１）高圧：輸送用のみ　（２）中圧：輸送用と主に産業用途　（３）低圧・中間圧：家庭用等の一般用途

下記の文章について、必ずご一読ください。

◆弊社がガス本管埋設状況確認サービス（以下「本サービス」とします）でご提供する情報は、地形、道路形態、家形を除くガス本管の有無・工事予定ルート、埋設位置、口径です。なおご参考に、取出し管の分岐位置を表示しておりますが、個人情報保護のため宅地内の引込状況及びガスのご使用状況は表示しておりません。

◆弊社は、ご提供する情報が正確かつ最新であるよう努力しておりますが、それらについてはいかなる保障も致しません。また、本サービスご利用により生じたいかなる損害についても責任を負いかねますのでご了承ください。なお、実際の工事、ガス供給にあたっては、供給方式の検討・本支管工事の有無の確認が必要となります。予定ルートの施工状況確認も合わせて、原則６ヶ月以上前に各担当窓口にご相談くださるようお願いいたします。

◆本サービスで使用されている地図及び導管情報は、著作権法により保護されており、東京ガスネットワーク(株)が著作権を所有しています。営利目的のご利用を禁止いたします。また、権利侵害となりますので、許可無く複製、改変、送信等を禁止いたします。

東京ガス株式会社

（お問合せ先）

担当部署：本管埋設状況確認センター

営業担当者：東京ガス（株）

TEL：03-5322-8910　E-mail：maichon@tokyo-gas.co.jp

地区計画ですすめるまちづくり

町谷第一地区の地区計画

以前の町谷第一地区付近

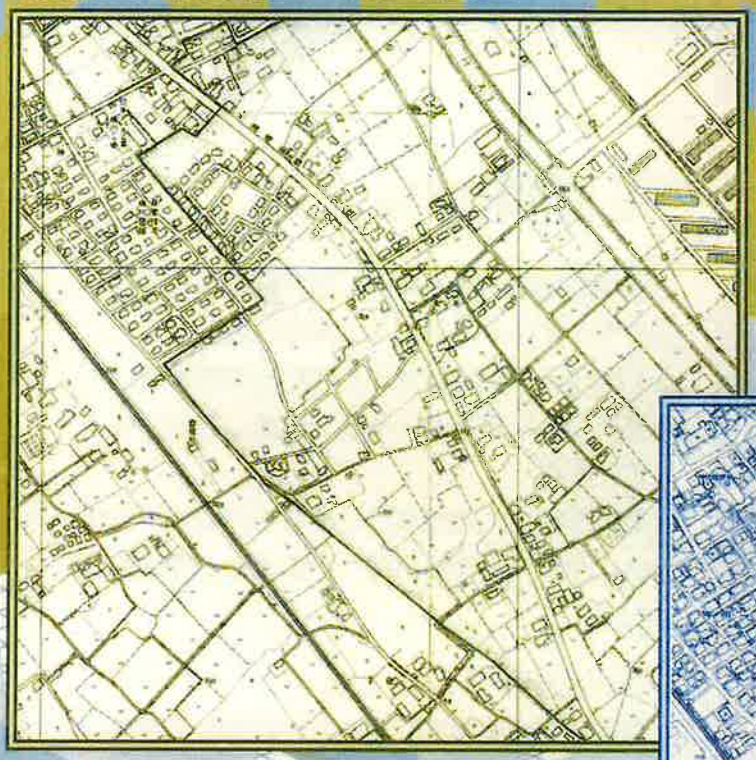

現在の町谷第一地区付近

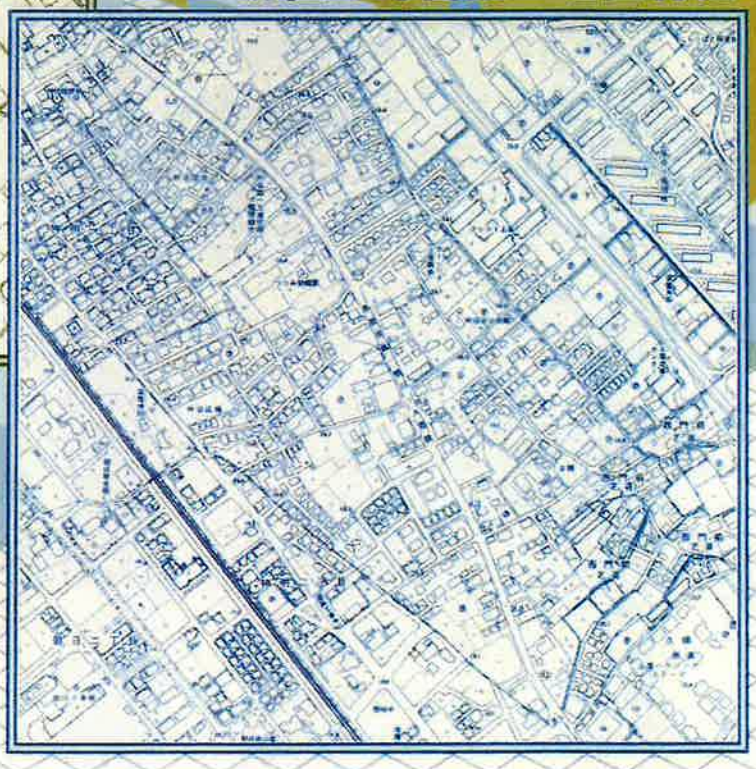

町谷第一土地区画整理事業の概要

面　　積:6.0ha
施行年度:H9～H18(予定)
施行主体:上尾市町谷第一土地区画整理組合
権利者数:125人(当初事業認可時)
減歩率(合算):26.1%
事 業 費:23億円(予定)

上　尾　市

MachiyaDaiichi

町谷第一地区の歴史

現在の上尾の市域は、昭和３０年に上尾町、原市町、平方町、大石村、上平村、大谷村の６町村が合併した区域がもとになっています。

東京の通勤圏に位置する上尾市は、昭和４０年前半から急激な人口増、都市化を迎え、多くの住宅等が建設されるようになりました。一部の地区を除いて郊外型の農村地域であった上尾市では、これらの住宅の立地のための道路や下水などの生活基盤が整っていませんでした。それまで農地や山林だったところが、基盤整備をしないまま急激に宅地化し、防災や衛生、景観の上で問題のある住宅地が、市街地の拡がりとともに生じてくるようになってきました。

首都近郊に位置し、住宅・宅地の供給地としての役割が期待されている当市では、これらの需要に対処しつつ、良好な住宅市街地の形成を図り、土地の有効な利用を促進するため、農地等の所有者や地域に居住する方々と協力し、市内のいくつかの地域で積極的に基盤整備の事業を進めてきております。

土地区画整理事業は、その基盤整備のための最も代表的な手法のひとつで、地区内のすべての土地所有者が少しずつ土地を出し合い道路や公園などの用地とし(「減歩」と言います)、街区を整えるために個々の土地を適正に再配置する(「換地」と言います)事業です。

町谷第一地区は、上尾市の北部、大字上の一部を含んだ地区で、五街道のひとつである中山道の沿道西側に位置する地区です。当地区では、平成９年から約6.3haの面積で地権者による組合施行の町谷第一土地区画整理事業がおこなわれており、平成１８年の完了を目標に、新しい道路や公園等の生活基盤が整えられ、機能的かつ良好な居住環境のための街区が形成されつつあります。

平成１３年には、生活基盤が整ったこの地区の有効な土地利用を図るとともに、良好な住環境の形成を図ることを目的に、用途地域の見直しと地区計画の決定がされました。

上尾市においては、依然として、良好な住宅市街地のニーズが高くなっています。この地区にも今後も多くの住宅や生活のための施設が建設されるでしょう。まちづくりはこれからも続きます。

暮らしやすいまちをつくるために、皆さんのご協力をお願いします。

町谷第一地区のまちづくりの目標

地区計画を定めるにあたり、市では町谷第一地区について、まちづくりの目標及び土地利用の方針を下記のように定めました。

○まちづくりの目標

土地区画整理事業で必要な道路、公園等の公共施設及び宅地の整備が行われ、今後一層の高度利用が見込まれる地区であるため、適正かつ合理的な土地利用を図り健全な都市環境を形成、保持することを目標としています。

○土地利用の方針

都市計画道路中山道沿線については、住居の環境を保護しつつ一定の店舗等の立地を誘導します(A地区)。

区画街路１２－１号線(幅員１２m)以南については中高層住宅と中規模な生活利便施設を誘導し(B地区)、また同線以北については、住環境を優先した中低層住宅を誘導します(C地区)。

町谷第一地区の都市計画

まちづくりの目標や土地利用の方針に基づき、都市施設や建築物に関する地域制限が次のように設けられています。

○用途地域

用途地域は、市街地の土地利用の基本となるもので、それぞれの地域の特性に合わせて、お互いに守るべき最低限の土地利用規制を行うものです。主に建築物の用途や形態の規制がなされています。

用途地域には、住居系７種類、工業系３種類、商業系２種類の計１２種類あります。（表　用途地域の種類と性格）

町谷第一地区には、このうち住居系の用途地域として、第二種住居地域、第二種中高層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域が定められています。

○地区計画

用途地域の規制が、市街地の土地利用を大まかに区分し、全国一律に規制内容が適用されるのに対し、地区計画は、地区毎に一体的なまちづくりの方針を定め、道路、公園等の施設の整備及び建築物の建築等に関して必要な事項を、住民の意向を配慮して定めるものであり、地区レベルのまちづくりを進めるためのものです。

町谷第一地区では、地区に応じた区分（A地区、B地区、C地区の３区分）で地区計画を定めています。

○都市計画道路

都市の骨格として重要な道路が、都市計画道路として決定されています。町谷第一地区では、中山道が都市計画道路として決定されています。

○公園・緑地

町谷第一地区には、約１.８００㎡の街区公園が１箇所、歩行距離等に配慮して配置されています。

→用途地域や地区計画により、町谷第一地区内の建築物の規制は次のようになります。

都市計画に関する制度

○用途地域内の建築物の用途制限

（建築基準法第48条、同法別表第2による）

例　　示	C 第一種中高層住居専用地域	B 第二種中高層住居専用地域	A 第二種住居地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿			
兼用住宅のうち店舗、事務所等の部分が一定規模以下のもの			
幼稚園、小学校、中学校、高等学校			
図書館等			
神社、寺院、教会等			
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等			
保育所等、公衆浴場、診療所			
老人福祉センター、児童厚生施設等			
巡査派出所、公衆電話所等			
大学、高等専門学校、専修学校等			
病院			
床面積の合計が150㎡以内の一定の店舗、飲食店等			
床面積の合計が500㎡以内の一定の店舗、飲食店等			
上記以外の物品販売業を営む店舗、飲食店		(1)	
上記以外の事務所等		(1)	
ボーリング場、スケート場、水泳場等			▨
ホテル、旅館			▨
自動車教習場、床面積の合計が15㎡を超える畜舎			
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等			▨
カラオケボックス等			▨
2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の自動車車庫			
営業用倉庫、3階以上又は床面積の合計が300㎡を超える自動車車庫（一定規模以下の附属車庫等を除く）			
客席部分の床面積の合計が200㎡未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場			
客席部分の床面積の合計が200㎡以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場			
キャバレー、料理店、ナイトクラブ等			
個室付浴場業に係る公衆浴場等			
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの			
作業場の床面積の合計が150㎡以下の自動車修理工場			
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの			
日刊新聞の印刷所、作業場の床面積の合計が300㎡以下の自動車修理工場			
作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場で危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの			
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場			
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設		▨	
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設			
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設			
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が多い施設			

(1)については、当該用途に供する部分が2階以下かつ、1,500㎡以下の場合に限り建築可能

□ 建てられる用途　■ 建てられない用途　▨ 地区計画により制限

地区計画イメージ図

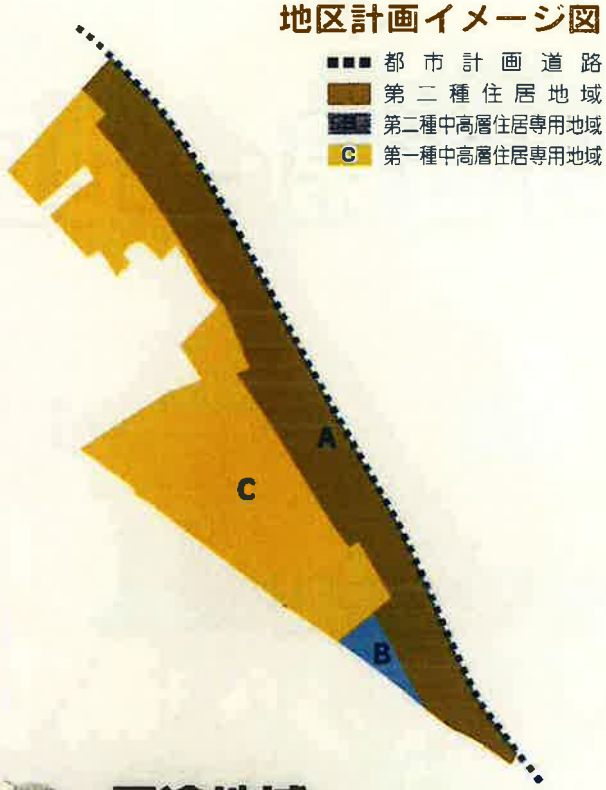

用途地域

用途地域は、市街地の土地利用の基本となるもので、それぞれの地域の特性に合わせて、お互いに守るべき最低限の土地利用規制を行うものです。主に建築物の用途や形態の規制がなされています。

用途地域は12種類あり、各々の地域にふさわしいように、建築の用途や形態の制限を定めています。

○用途地域の種類と性格

種　別	性　格
第一種低層住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居環境を保護するための地域
第二種低層住居専用地域	小規模な店舗の立地を認める低層住宅の専用地域
第一種中高層住居専用地域	中高層を含む住宅の環境保護のための地域
第二種中高層住居専用地域	必要な利便施設の立地を認める中高層を含む住宅の環境保護のための地域
第一種住居地域	大規模な店舗、事務所の立地を制限する住宅地のための地域
第二種住居地域	住宅地の環境を保護するための地域
準住居地域	自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域
工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域
工業専用地域	工業の利便を増進するために定める地域

建築物等の建築制限

○建ぺい率・容積率

市街地の建て詰まりを予防し、環境悪化を防ぐために、地区に応じて、表のように建物の大きさを制限する建ぺい率・容積率が定められています。

用途地域	建ぺい率	容積率
第二種住居地域（A地区）	60%	200%
第二種中高層住居専用地域（B地区）		
第一種中高層住居専用地域（C地区）		150%

・建ぺい率による制限

建物の建築面積（いわゆる建て坪です。）の敷地面積に対する割合（普通"%"であらわします。）のことをいい、

$$建ぺい率(\%)=\frac{建築面積}{敷地面積}\times 100$$ と計算します。

なお、1m以内のひさし、軒などは、建築面積には入りません。

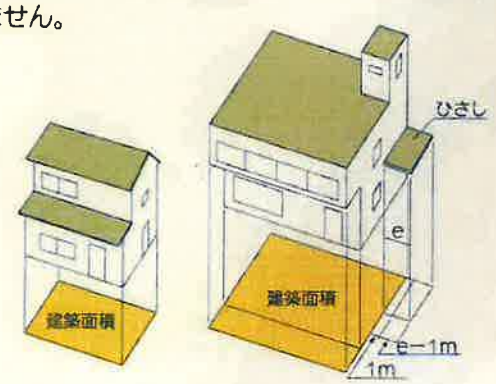

・容積率による制限

建物の各階の床面積の合計（述べ面積）の敷地面積に対する割合（普通"%"であらわします。）のことをいい、

$$容積率(\%)=\frac{述べ面積}{敷地面積}\times 100$$ と計算します。

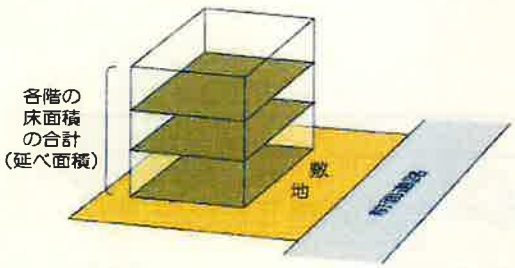

○建築物の高さ関係の制限

道路面の通風や採光を確保し、隣地に与える日照、通風の影響を一定に押さえるために、地区に応じて、表のように高さ関係の制限が定められています。

用途地域	最高の高さ	道路斜線	北側斜線
第二種住居地域（A地区）	――	1:1.25	――
第二種中高層住居専用地域（B地区）			
第一種中高層住居専用地域（C地区）	12m（地区計画による制限）		5m+1:1.25（地区計画による制限）

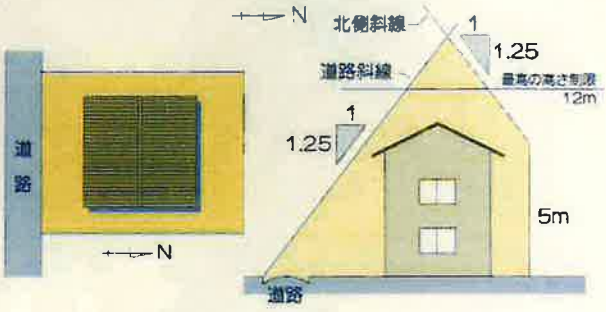

○建築物の形態又は意匠の制限

本地区内においては、建築物の外壁や屋根について落ち着きのある色調とし、まとまりのある景観づくりを行うこととし、屋外広告物についても、地区の環境に調和したものとします。

これにより、魅力のある街並を形成することを目指します。

ついては、これらの内容を、地区計画の制限とし、よりよい景観づくりを行います。

1. 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱及び屋根の色彩は、原色の使用を避け、落ち着きのある色調とする。
2. 屋外広告物は、美観を損なうような刺激的な色彩や装飾を用いることを避け、地区の環境に調和したものとする。

○敷地面積の最低限度

建物の建て詰まりを防止するため、一定の敷地が確保されるように地区計画で制限するものです。

用途地域	地区計画による制限
第二種住居地域（A地区）	120㎡
第二種中高層住居専用地域（B地区）	
第一種中高層住居専用地域（C地区）	

ただし、下記に示す3項目については、この制限未満の面積であっても建物の敷地として認められます。

①既存の使用＝
地区計画の決定前にすでに建物の敷地として使用されている土地で上記の制限に満たないものでも、そのままの状態で建て替え等を行う場合。

②既存の権利＝
地区計画決定前に所有権、借地権等を有する土地で上記の制限に満たないものについては、そのままの状態で新築、建て替え等を行う場合。

③公共分割＝
道路等の公共用地に分割した残りの土地が上記の制限に満たなくなる場合。

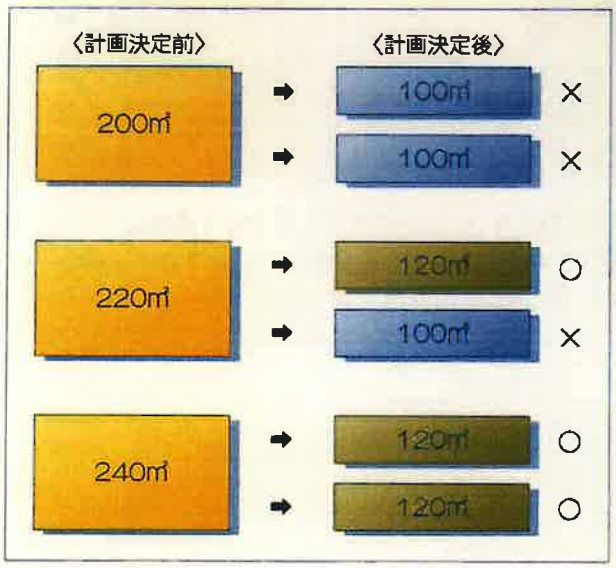

※地区計画の決定は平成13年11月13日です。

○壁面位置の制限

隣地及び道路との間に一定の空地を確保するために隣地境界線及び道路境界線から外壁や柱面を離す距離として、50cm以上を地区計画として定めました。

住宅に付属する物置や車庫等については、下記の基準で緩和措置があります。

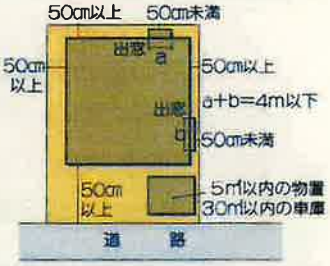

1. 住宅に付属する物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3m以下、かつ床面積の合計が5.0㎡以内のもの。
2. 住宅に付属する車庫または駐輪場の用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下、かつ床面積の合計が30㎡以内のもの。
3. 出窓で、床面からの高さが30cm以上かつ奥行き45cm以下で、道路境界線及び敷地境界線までの距離が50cmに満たない部分の長さの合計が4m以下であるもの。

○垣又は、柵の制限

大規模な地震等が起きた際、高い塀が道路に倒れると歩行者に大変危険であるばかりでなく、避難や救助の道をふさぎ、被害を拡大させる恐れがあります。

また道路側の塀は、地区の景観の質を高める大きな要素の一つとなっています。

そこで、道路の面する部分の垣・柵の整備イメージを、下記のように地区計画として定めました。これから新たに造るものについては、下記のいずれかのものにするようにお願いします。

1. 生垣
2. 高さ60cm以下の基礎の上に、透視可能なフェンスを設けるか植栽を施したもので、宅地地盤面からの高さが全体で1.6m以下のもの。

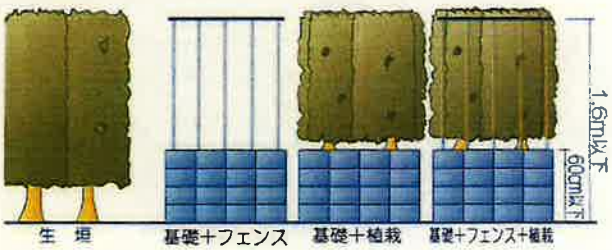

届出が必要な行為

地区計画区域の地区整備計画区域において、下記の行為を行おうとするものは、その行為の着手の30日前までに市長に地区計画区域内の行為による届出(以下「届出」と言います)をすることが義務づけられています。町谷第一地区では地区計画区域すべてに地区整備計画が定められていますので、届出は必ず必要となります。

(1) 土地の区画形質の変更
(2) 建築物の建築
(3) 工作物の建設
(4) 建築物等の用途変更(用途の制限又は用途別の建築物等に関する制限が定められている土地の区域に限る。)
(5) 建築物等の形態又は意匠の変更(建築物等の形態又は意匠の制限が定められている土地の区域に限る。)

地区計画の届出が義務づけられる行為		当該地区で届出が義務づけられる行為	建築確認申請	備考
土地区画形質の変更		○	×	地区により届出義務の内容が異なります
建築物の建築	新築	○	○	
	改築	○	○	
	増築	○	○	
	移転	○	○	
工作物の建設	新築	○	○	
	改築	○	○	
	増築	○	○	
	移転	○	○	
建築物の用途変更		○	○	
建築物の形態又は意匠の変更		○	×	
垣又は柵の設置		○	×	

注：届出に係る事項を変更する場合は、変更に係る行為に着手する30日前までに変更届を提出して下さい。
注：建築確認申請が必要な行為以外にも届出が義務づけられる行為がありますのでご注意下さい。(届出をしなかった場合には罰則を受けることがあります。)

町谷第一地区地区計画

凡	例
第二種住居地域	(A地区)
第二種中高層住居専用地域	(B地区)
第一種中高層住居専用地域	(C地区)

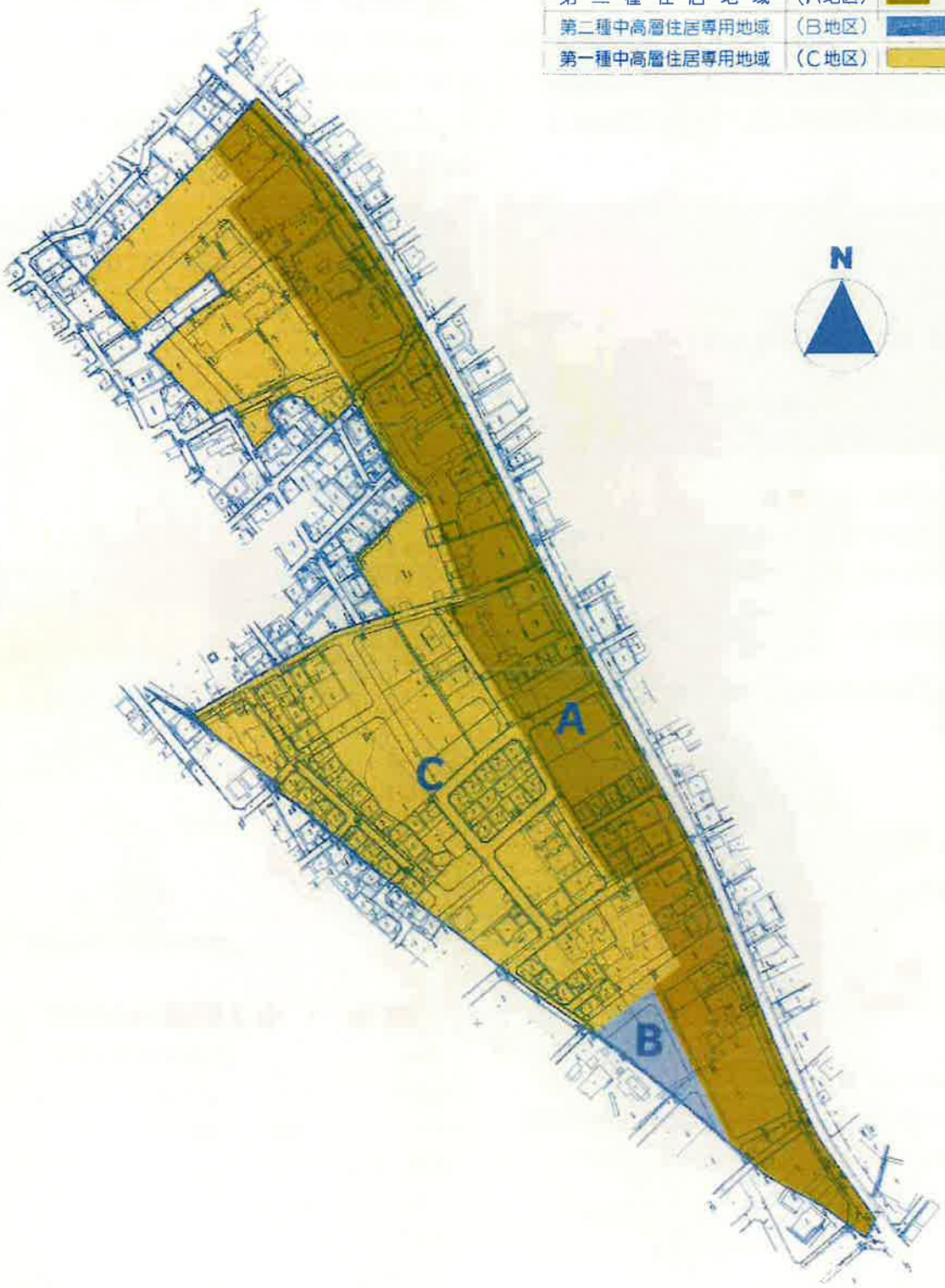

0 50 100m

上尾市

発　行 ／平成13年12月発行
上尾市都市整備部都市計画課
印　刷 ／昇寿チャート株式会社

TEL 048(775)5111(代表)
048(775)7629(直通)

2011/08/01

大　字　上　　１２番地１～１９

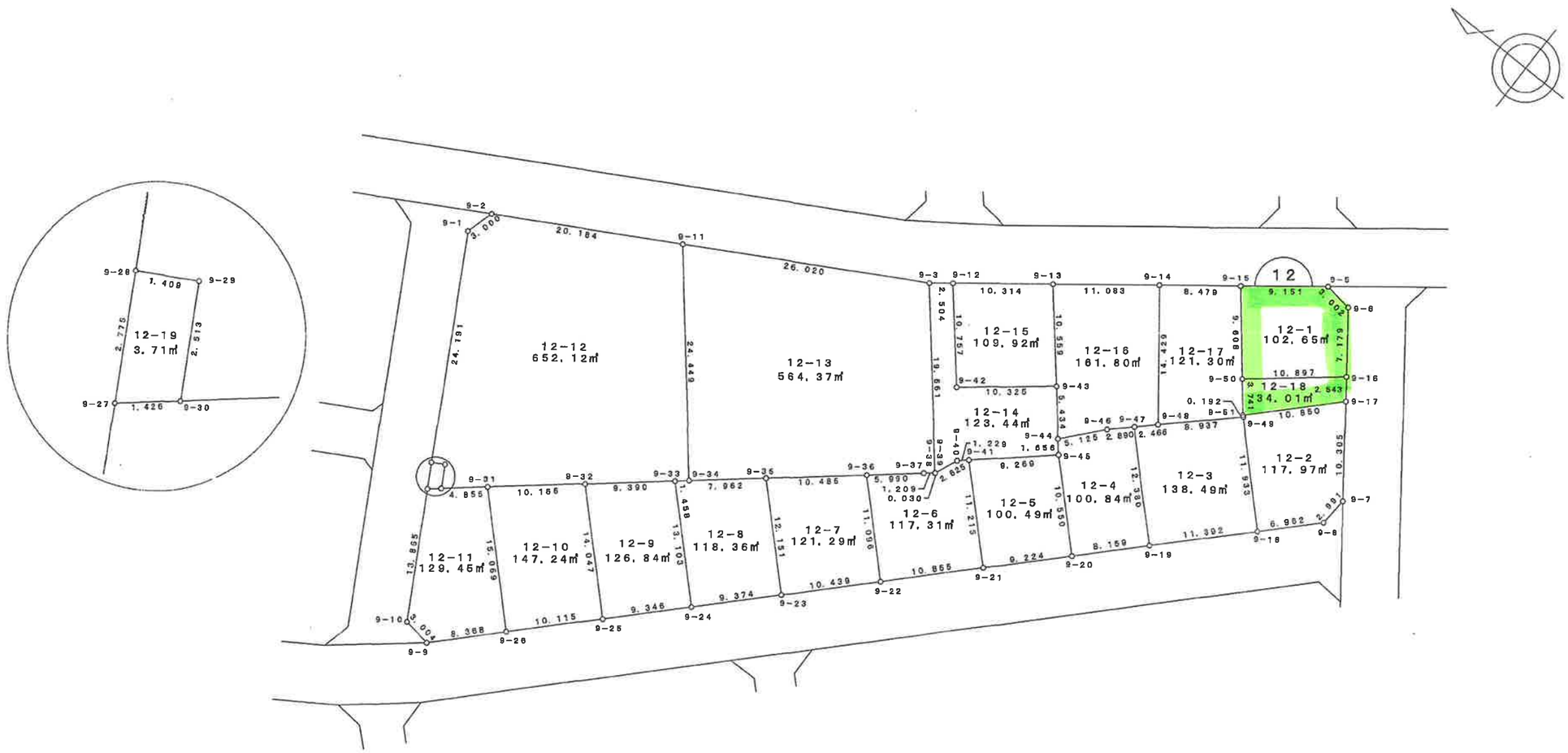

参考資料

※記載内容は換地処分当時のものです。

上尾市

境　界　確　認　図

確認年月日	平成２３年　４月２６日	整番理号	２３＿１２３	２ ― １ 枚

土地の所在	上尾市大字上字町谷

方位

対称番号	路　線　名	幅　員(m)
― 1 ―	市道２１４４１号線	５．９９～６．００
― 2 ―	市道２１４３３号線	
― 3 ―	市道２１４３２号線	
― 4 ―	桶川市道号線	

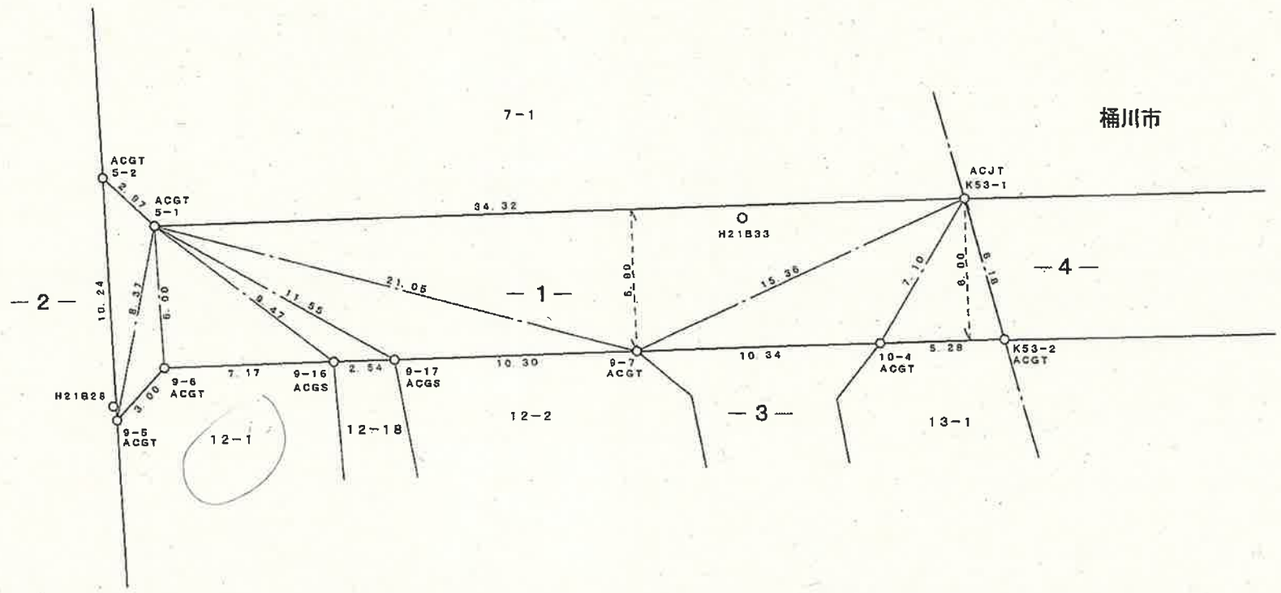

参考資料
この参考資料は登記申請に使用できません
上尾市都市整備部建設管理課

凡　　例

記	種別	記	種　別	記	種　別	記	種別
A	新設	C	市杭	G	コンクリート	P	⊞
B	既設	D	整理杭	H	プラスチック	R	⊟
		E	民地杭	J	プレート	S	⊠
		F	県　杭	K	ペンキ	T	▨
				L	鋲	U	□

作　製　者	上尾市　建設部　道路管理課	縮尺	1／250

境界確認図

確認年月日	平成２３年　４月２６日	整番理号	２３＿１２３	４ － ３ 枚

土地の所在	上尾市大字上宇町谷

方位

対称番号	路線名	幅員(m)
－1－	市道２１４３３号線	５．９８～６．２２
－2－	市道２１４４３号線	
－3－	市道２１４４０号線	
－4－	市道２１４４１号線	

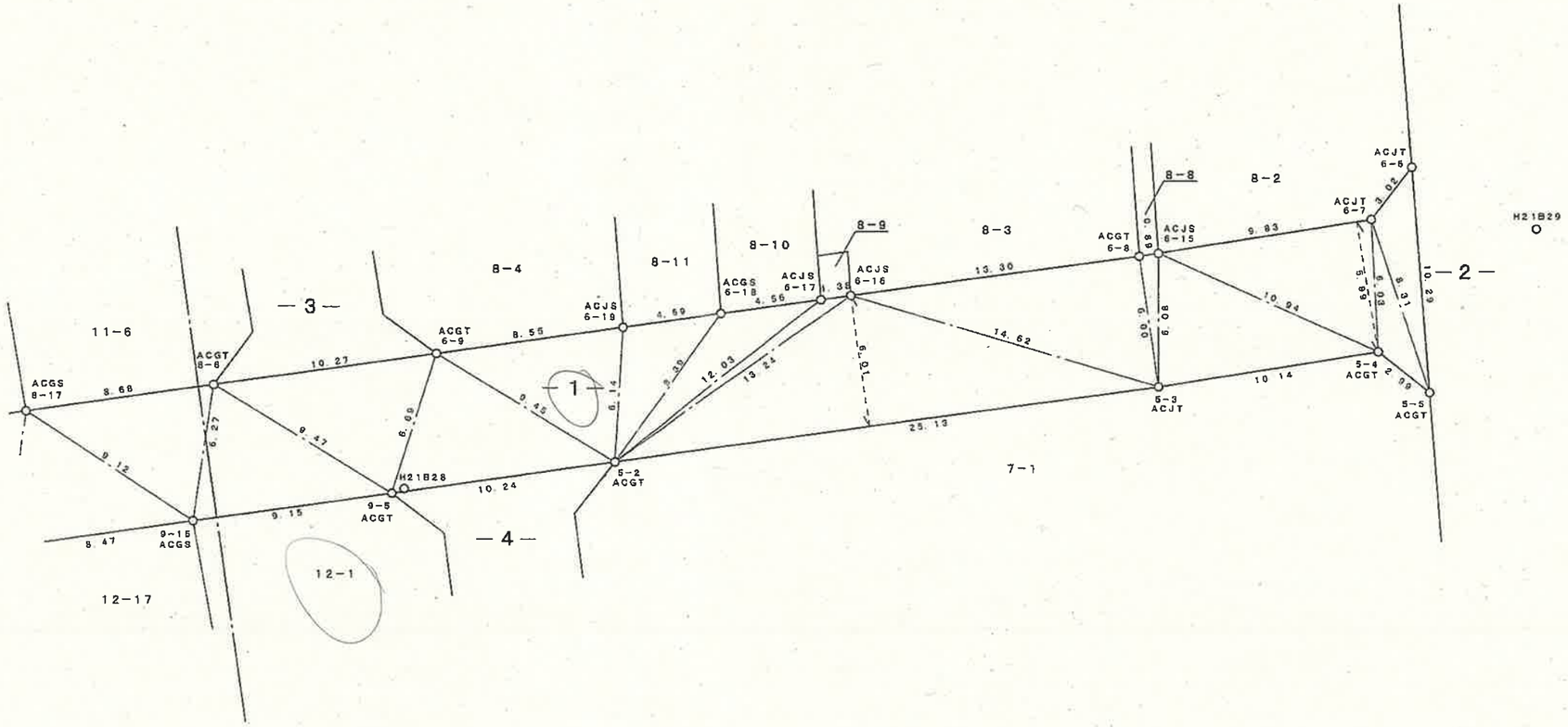

作製者	上尾市　建設部　道路管理課	縮尺	１／２５０

参考資料
この参考資料は登記申請に使用できません
上尾市都市整備部建設管理課

凡例

記	種別	記	種別	記	種別	記	種別
A	新設	C	市杭	G	コンクリート	P	
B	既設	D	整理杭	H	プラスチック	R	
		E	民地杭	J	プレート	S	
		F	県杭	K	ペンキ	T	
				L	鋲	U	

上尾市水害ハザードマップ

洪水浸水想定

洪水浸水想定について

このマップは、荒川、利根川、鴨川流域（鴨川含む）、江川、芝川・新芝川流域、中川流域のいずれかが氾濫した場合に発生する、最大の浸水予想（最大エリアと最大浸水深）をマップにしたものです。

水防法に基づく洪水浸水想定区域図と、洪水浸水想定区域図ではカバーしない河川区間を対象に同様の内容として埼玉県が独自に作成した水害リスク情報図をもとに作成しています。もととした洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図は、1/1000年確率以上の想定最大規模降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測した以下のものです。

- 荒川洪水浸水想定区域図（荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所：平成28年5月30日指定）－想定最大規模降雨　荒川流域の72時間総雨量632mm
- 利根川洪水浸水想定区域図（利根川上流河川事務所・利根川下流河川事務所 平成29年7月20日指定）－想定最大規模降雨　利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm
- 鴨川洪水浸水想定区域図（埼玉県：令和2年5月26日指定）－想定最大規模降雨　鴨川流域の24時間総雨量674mm
- 鴨川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（埼玉県：令和2年5月26日指定）－想定最大規模降雨　鴨川流域の24時間総雨量674mm
- 江川洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（埼玉県：令和2年5月26日指定）－想定最大規模降雨　江川流域の24時間総雨量690mm
- 芝川・新芝川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（埼玉県：令和2年5月26日指定）－想定最大規模降雨　芝川流域の48時間総雨量839mm
- 中川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（埼玉県：令和2年5月26日指定）－想定最大規模降雨　中川流域の48時間総雨量596mm

※シミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があるため注意が必要です。

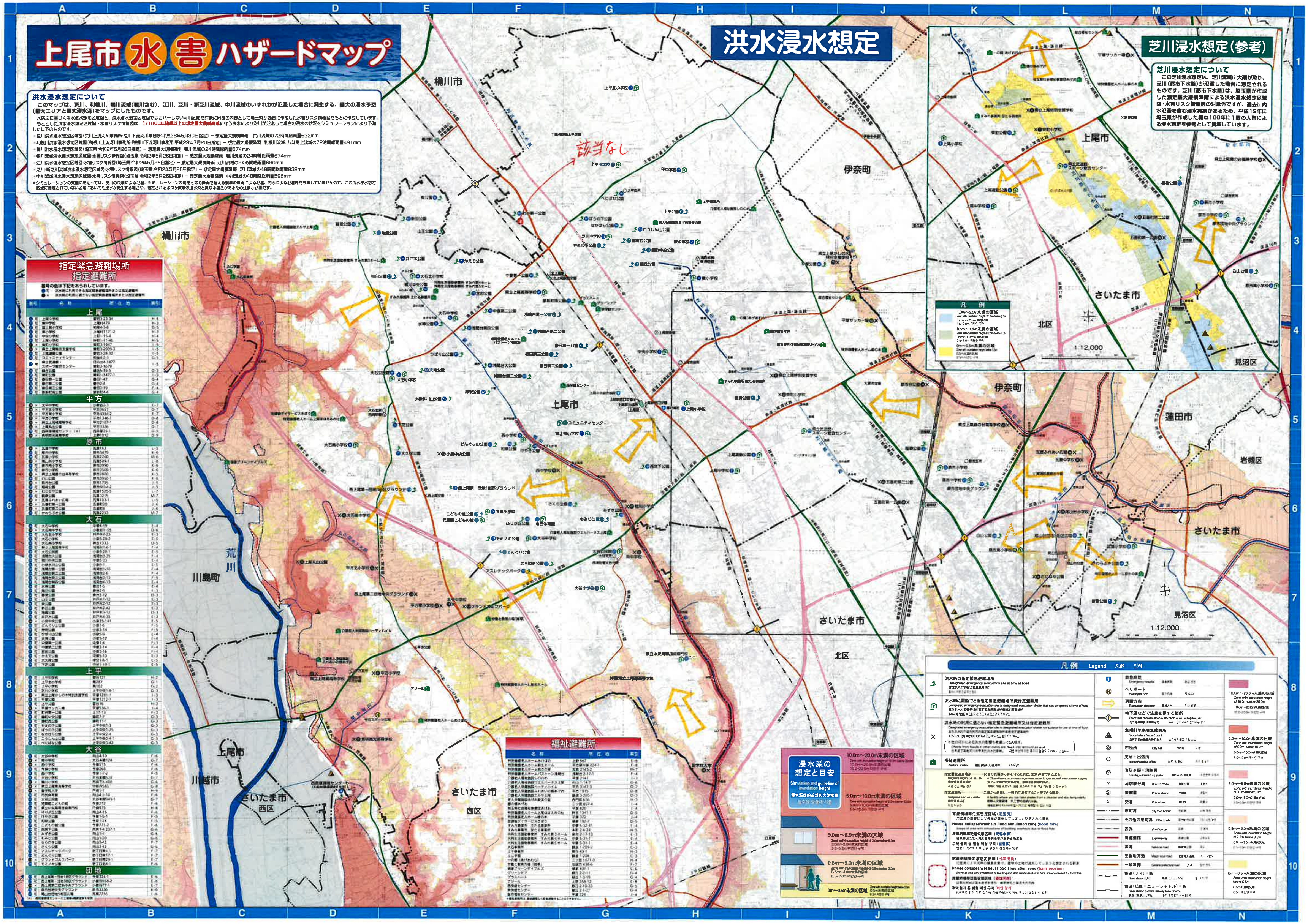

芝川浸水想定（参考）

芝川浸水想定について

この芝川浸水想定は、芝川流域に大雨が降り、芝川（都市下水路）が氾濫した場合に想定されるものです。芝川（都市下水路）は、埼玉県が作成した想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図の対象外ですが、過去に内水氾濫を含む浸水実績があるため、平成19年に埼玉県が作成した概ね100年に1度の大雨による浸水想定を参考として掲載しています。

凡例

- 1.0m～2.0m未満の区域
- 0.5m～1.0m未満の区域
- 0m～0.5m未満の区域

指定緊急避難場所 指定避難所

番号の色は下記をあらわしています。

番号	名称	所在地	索引
上尾			
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
平方			
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
原市			
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大石			
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
上平			
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大谷			
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
団地			
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

福祉避難所

名称	所在地	索引
[illegible]	[illegible]	[illegible]

凡例 Legend

- 洪水時の指定緊急避難場所 Designated emergency evacuation site at time of flood
- 洪水時に開設できる指定緊急避難場所兼指定避難所 Designated emergency evacuation site or designated evacuation shelter that can be opened at time of flood
- 洪水時の利用に適さない指定緊急避難場所又は指定避難所（※他の河川による洪水の影響も考慮しております。）
- 福祉避難所 Welfare shelter
- 指定緊急避難場所：災害の危険から身を守るために、緊急避難できる場所
- 指定避難所：災害から避難し、一時的に滞在することができる施設
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） House collapse/washout flood simulation zone (flood flow)
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食） House collapse/washout flood simulation zone (bank erosion)
- 救急病院 Emergency hospital
- ヘリポート Helicopter port
- 避難方向 Evacuation direction
- 地下道などで注意を要する箇所 Place that requires special attention in an underpass, etc.
- 急傾斜地崩壊危険箇所 Slope failure hazard point
- 市役所 City hall
- 支所・出張所 Branch/satellite office
- 消防本部・消防署 Fire department/Fire station
- 消防署分署 Branch office
- 警察署 Police station
- 交番 Police box
- 市町界 City/town border
- その他の市町界 Other border
- 区界 Ward border
- 高速道路 Expressway
- 国道 National road
- 主要地方道 Major local road
- 一般県道 General prefectural road
- 鉄道（JR）・駅 Train station (JR)
- 鉄道（私鉄・ニューシャトル）・駅 Train station (private railway/New Shuttle)
- 10.0m～20.0m未満の区域 Zone with inundation height of 10.0m-below 20.0m
- 5.0m～10.0m未満の区域 Zone with inundation height of 5.0m-below 10.0m
- 3.0m～5.0m未満の区域 Zone with inundation height of 3.0m-below 5.0m
- 0.5m～3.0m未満の区域 Zone with inundation height of 0.5m-below 3.0m
- 0m～0.5m未満の区域 Zone with inundation height below 0.5m

液状化可能性マップ

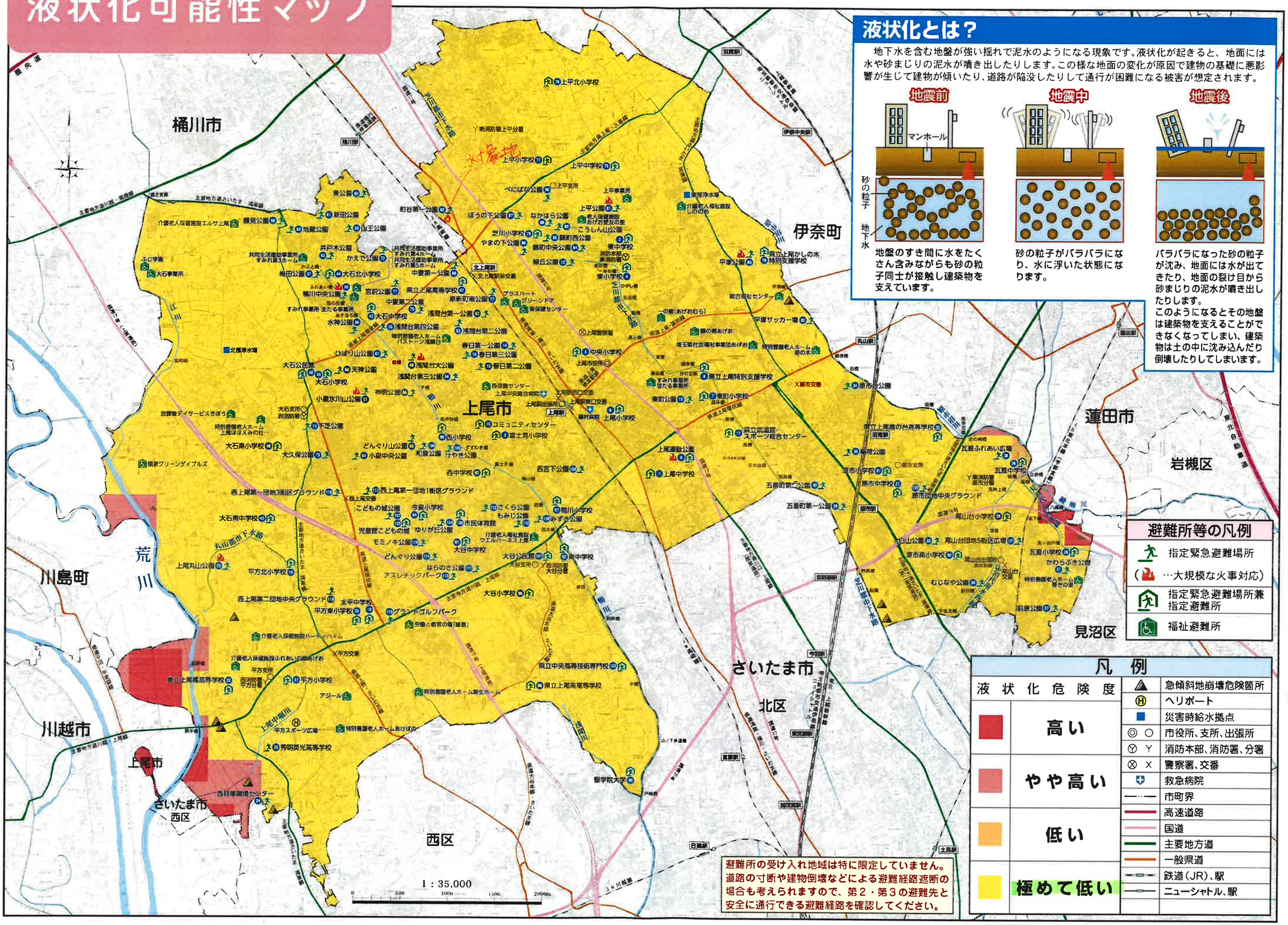
桶川市
伊奈町
上尾市
蓮田市
岩槻区
見沼区
川島町
荒川
川越市
さいたま市
西区
さいたま市
北区
1：35,000
避難所の受け入れ地域は特に限定していません。
道路の寸断や建物倒壊などによる避難経路遮断の場合も考えられますので、第２・第３の避難先と安全に通行できる避難経路を確認してください。
液状化とは？
地下水を含む地盤が強い揺れで泥水のようになる現象です。液状化が起きると、地面には水や砂まじりの泥水が噴き出したりします。この様な地面の変化が原因で建物の基礎に悪影響が生じて建物が傾いたり、道路が陥没したりして通行が困難になる被害が想定されます。
地震前
地震中
地震後
マンホール
砂の粒子
地下水
地盤のすき間に水をたくさん含みながらも砂の粒子同士が接触し建築物を支えています。
砂の粒子がバラバラになり、水に浮いた状態になります。
バラバラになった砂の粒子が沈み、地面には水が出てきたり、地面の裂け目から砂まじりの泥水が噴き出したりします。
このようになるとその地盤は建築物を支えることができなくなってしまい、建築物は土の中に沈み込んだり倒壊したりしてしまいます。
避難所等の凡例
指定緊急避難場所
（…大規模な火事対応）
指定緊急避難場所兼指定避難所
福祉避難所
凡例
液状化危険度
高い
やや高い
低い
極めて低い
急傾斜地崩壊危険箇所
ヘリポート
災害時給水拠点
市役所、支所、出張所
消防本部、消防署、分署
警察署、交番
救急病院
市町界
高速道路
国道
主要地方道
一般県道
鉄道（JR）、駅
ニューシャトル、駅

揺れやすさマップ

揺れやすさとは？

上尾市に大きな影響を及ぼすと想定した地震が発生した場合に、地震の震源からの距離と地域の表層地盤の状況から、地域ごとの震度として揺れやすさを示しています。

市内を250mメッシュの「格子」単位で区分化し、揺れの強さ（震度）の最大値を表現したものです。

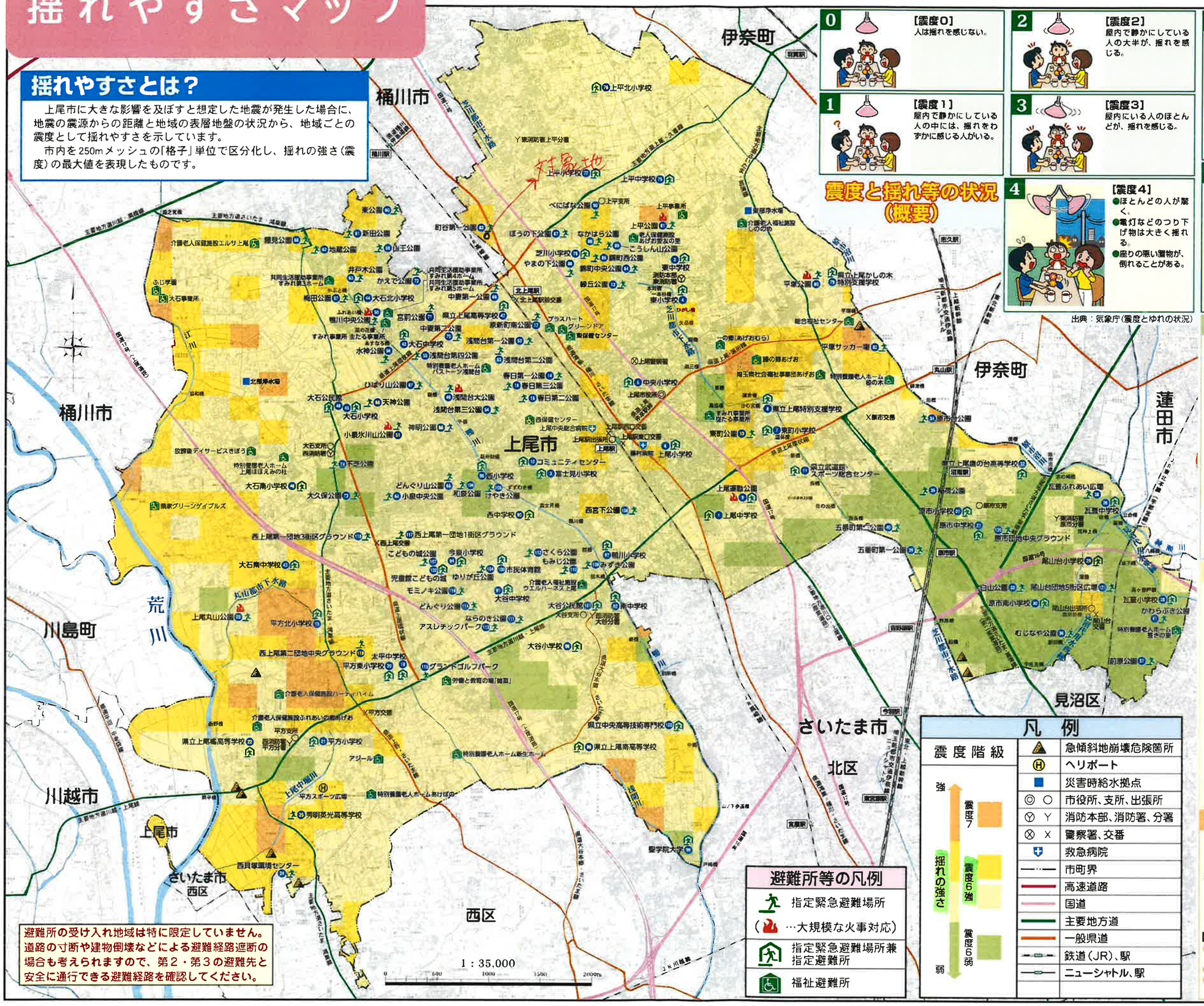

避難所の受け入れ地域は特に限定していません。道路の寸断や建物倒壊などによる避難経路遮断の場合も考えられますので、第２・第３の避難先と安全に通行できる避難経路を確認してください。

震度と揺れ等の状況（概要）

0

【震度0】
人は揺れを感じない。

1

【震度1】
屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。

2

【震度2】
屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。

3

【震度3】
屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。

4

【震度4】
- ほとんどの人が驚く。
- 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。
- 座りの悪い置物が、倒れることがある。

出典：気象庁（震度とゆれの状況）

5弱

【震度5弱】
- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- 棚にある食器類や本が落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

5強

【震度5強】
- 物につかまらないと歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。

6弱

【震度6弱】
- 立っていることが困難になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

6強

【震度6強】
- はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

7

【震度7】
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

ハザードマップ

建物全壊棟数マップ

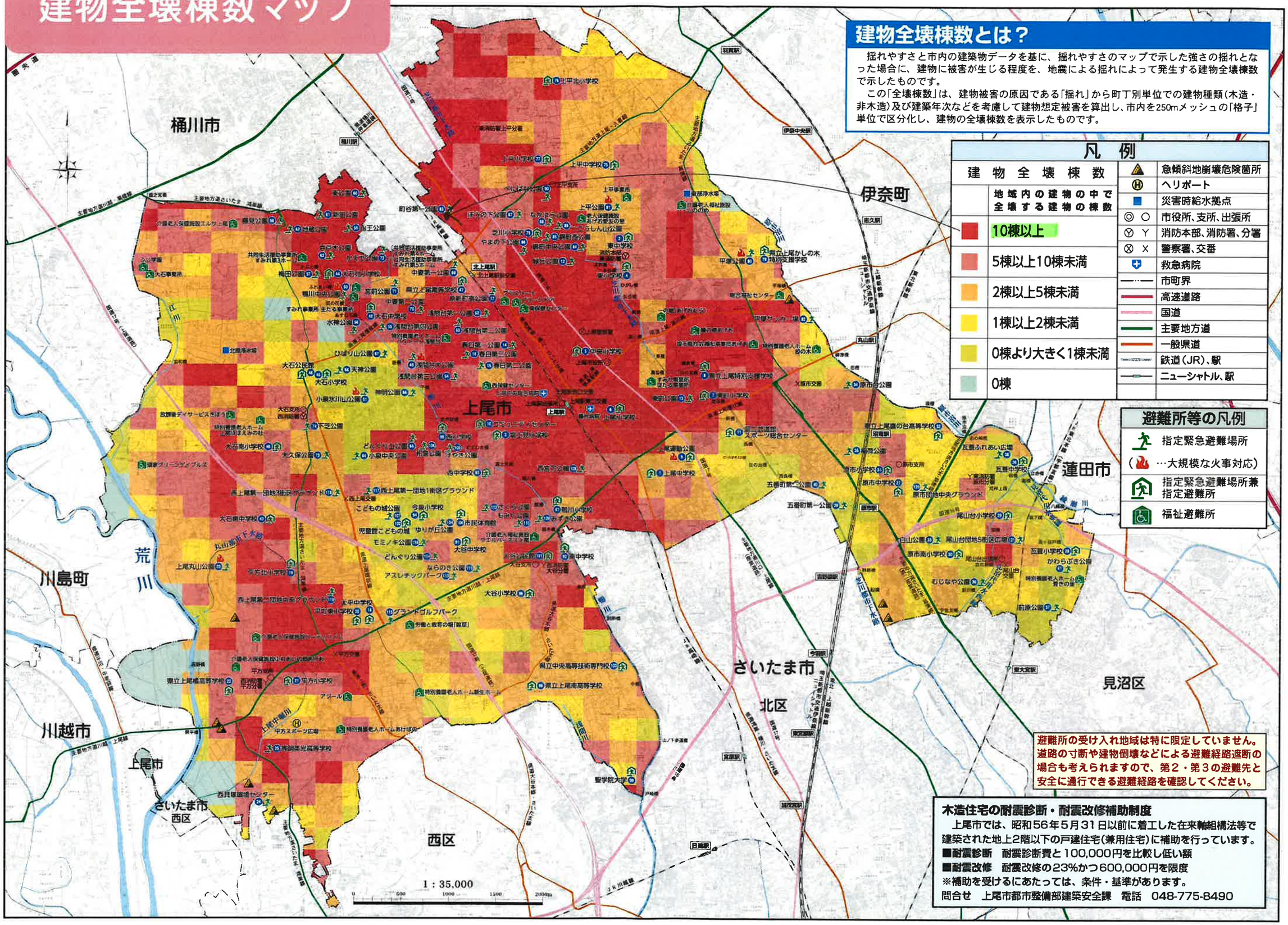

建物全壊棟数とは？

揺れやすさと市内の建築物データを基に、揺れやすさのマップで示した強さの揺れとなった場合に、建物に被害が生じる程度を、地震による揺れによって発生する建物全壊棟数で示したものです。

この「全壊棟数」は、建物被害の原因である「揺れ」から町丁別単位での建物種類（木造・非木造）及び建築年次などを考慮して建物想定被害を算出し、市内を250mメッシュの「格子」単位で区分化し、建物の全壊棟数を表示したものです。

凡例

建物全壊棟数	地域内の建物の中で全壊する建物の棟数
	10棟以上
	5棟以上10棟未満
	2棟以上5棟未満
	1棟以上2棟未満
	0棟より大きく1棟未満
	0棟

- 急傾斜地崩壊危険箇所
- ヘリポート
- 災害時給水拠点
- ◎ ○ 市役所、支所、出張所
- Ⓨ Y 消防本部、消防署、分署
- ⊗ × 警察署、交番
- 救急病院
- 市町界
- 高速道路
- 国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 鉄道（JR）、駅
- ニューシャトル、駅

避難所等の凡例

- 指定緊急避難場所
- （…大規模な火事対応）
- 指定緊急避難場所兼指定避難所
- 福祉避難所

避難所の受け入れ地域は特に限定していません。道路の寸断や建物倒壊などによる避難経路遮断の場合も考えられますので、第２・第３の避難先と安全に通行できる避難経路を確認してください。

木造住宅の耐震診断・耐震改修補助制度

上尾市では、昭和56年5月31日以前に着工した在来軸組構法等で建築された地上2階以下の戸建住宅（兼用住宅）に補助を行っています。

■耐震診断　耐震診断費と100,000円を比較し低い額

■耐震改修　耐震改修の23%かつ600,000円を限度

※補助を受けるにあたっては、条件・基準があります。

問合せ　上尾市都市整備部建築安全課　電話　048-775-8490

ハザードマップ